

# 琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867</a>



(米軍の配備及び使用に関する日本側簡案)

簡案をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十一年九月八日に署名された安全保障条約に言及する光榮を有します。同条約第三條は、アメリカ合衆國の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する條件は、兩政府間の行政協定で決定することを規定してあります。また、千九百五十七年六月二十一日のロンドンニケに簽された合意に従つて設置された安全保障に関する日米委員会は、合衆國によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討する資格を与えられていることが想起されます。

極秘

よつて、安全保障委員会によるその任務の遂行に資するため、日本國政府は、次のことが同政府とアメリカ合衆國政府との間で合意されることを提案する光榮を有します。

A 外部からの武力攻撃に対する日本國の安全の維持に協力するため、合衆國軍隊の日本における配備及び使用は、日本國の自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。この調整は、安全保障委員会によつて作成される計画を通じて行われる。

B 合衆國が安全保障条約第一條に蓋して日本國以外の極東の地域における國際の平和及び安全の維持に寄与するためその軍隊を使用しようとするときは、合衆國政府は、それに伴う日本國における合衆國軍隊の配備の変更について、実行可能な限り事前に、日

本國政府と協賛するものとする。ただし、行政協定第二條第一項にいう施設及び区域は、日本國政府の事前の同意がある場合限り、合衆國軍隊によりその作戦行動のための基地として使用されることができらる。

○ 合衆國は、日本國政府の事前の同意なくして、核兵器を日本國內に持ち込まない。これは、日本國內に配備される合衆國軍隊のみならず、臨時に日本國內に入る合衆國の船舶及び航空機にも適用があるものとする。

本大臣は、さらに、アメリカ合衆國政府が前記の提案を受諾されるときは、この査問及び受諾を表明される閣下の返簡は、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみな

すこととを認察する光榮を有します。